



快適な環境とまちづくりのために! (下水道)

排水設備の設置

- ◆6か月以内に排水設備の設置を!
筒井・浜・北黒田の方で、下水道が使えるようになった皆さんは、6か月以内に下水道に接続しましょう。
- ◆3年以内にトイレの水洗化を!
筒井・浜・北黒田の方で、くみ取り便所の方は、下水道が使えるようになってから3年以内に水洗便所に改造しましょう。

融資あっせん制度

下水道が使えるようになってから3年以内に行う接続について、松前町が一定の条件を設けて松前町指定の金融機関に融資をあっせんし、利子を負担する制度です。皆さんの負担が少しでも軽くなるよう、ぜひご利用ください。

◆**工事は指定工事店に!**
下水道への接続工事は、松前町指定の工事店でなければできません。指定工事店に申し込んでください。

融資あっせん額 (工事1件につき)

対象工事	くみ取り便所から水洗便所へ	浄化槽を廃止し下水道に接続
限度額	5万円~50万円	5万円~20万円
償還方法	毎月1万円	

受益者負担金

今回負担金の対象となる区域は、筒井・浜の一部で12・2ヘクタールです。

◆受益者負担金を納めていただく方

公共下水道が布設される区域の中に土地を持っている方、又は地上権、質権、賃貸借(一時使用の場合は除く)などその土地に権利をもっている方が受益者となり一度限り負担金を納めていただくこととなります。

◆受益者負担金額

1㎡あたりの単位負担金額350円に、皆さんの所有している土地、又は権利のある土地の面積をかけると負担金総額となります。ただし、上限額は15万円です。

受益者負担金 (土地1筆あたり)	
面積	金額
100㎡ (30坪)	35,000円
200㎡ (60坪)	70,000円
300㎡ (90坪)	105,000円
400㎡ (120坪)	140,000円
429㎡ (129坪)以上	150,000円 (上限)

公共下水道処理区域



(注 工事箇所は変更になる場合があります。)

下水道使用料

松前浄化センターでは、休むことなく流入してくる汚水の処理を行っています。この施設の機能を十分発揮させるためには処理場や下水道管を常時点検・管理することが必要です。

こうした維持管理に要する費用を負担していただくのが下水道使用料です。

下水道使用料単価表

種別	上水道使用水量 (1か月につき)	使用料	
一般汚水	基本料	5㎡まで	600円
		5㎡を超え10㎡まで	1,000円
	超過料 (1㎡につき)	10㎡を超え20㎡まで	110円
		20㎡を超え30㎡まで	120円
		30㎡を超え50㎡まで	140円
		50㎡を超え100㎡まで	160円
	100㎡を超える分	180円	
湯屋汚水	1㎡当たり	25円	

例) 上水道を21㎡使用した場合
 1,000円(10㎡までの基本料金) +
 (110円×10㎡) + (120円×1㎡) = 2,220円
 2,220円×1.05(消費税分) = 2,330円

問い合わせ

役場下水道課業務係

☎985-4126